

平成30年6月18日

**総務教育常任委員会会議録**

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

平成30年6月18日（月曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（5名）

委員長 鎌田 礼二 君

副委員長 山本 進 君

委員 小野 幸男 君 今野 恭一 君

曾我 ミヨ 君

---

出席議長団（1名）

副議長 伊藤 博章 君

---

欠席委員（1名）

委員 香取 嗣雄 君

---

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
市民総務部長 兼政策調整監	小山 浩幸 君	市民総務部次長 兼総務課長	川村 淳 君
市民総務部 財政課長	末永 量太 君	市民総務部 税務課長	武田 光由 君
市民総務部 市民安全課長	尾形 友規 君	産業環境部 商工港湾課長	高橋 数馬 君
教育委員会 教育長	高橋 睦麿 君	教育委員会 教育部長	阿部 光浩 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田 幹枝 君	教育委員会教育部 学校教育課長	遠山 勝治 君

---

事務局出席職員氏名

事務局次長		事務局次長	
事務局次長 兼議事調査係長	鈴木 康則 君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木 忠一 君
議事調査係主査	平山 竜太 君	議事調査係主事	片山 太郎 君

会議に付した事件

議案第44号 塩竈市市税条例の一部を改正する条例

議案第49号 塩竈市公共施設再配置計画審議会設置条例

議案第50号 平成30年度塩竈市一般会計補正予算

議案第51号 工事請負契約の締結について

請願第9号 【日本政府に〔核兵器禁止条約〕への速やかな署名と批准を求める意見書】の  
提出を求める請願

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、香取嗣雄委員の1名であります。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。

また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

本日の審査の議題は、議案第44号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」、議案第49号「塩竈市公共施設再配置計画審議会設置条例」、議案第50号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第51号「工事請負契約の締結について」並びに閉会中の継続審査となっております請願第9号「【日本政府に〔核兵器禁止条約〕への速やかな署名と批准を求める意見書】の提出を求める請願」の5件であります。

これより議事に入ります。

議案第44号、第49号ないし第51号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 総務教育常任委員会の冒頭をお借りいたしまして、けさ7時58分に震源地大阪府北部で発生をいたしております最大震度6弱の地震情報につきまして、若干ご説明させていただきたいと思っております。

震度6弱が大阪北区高槻市、枚方市、茨木市、箕面市等々であります。実は本市にご支援をいただいております兵庫県養父市、あるいは福井県越前市、福井市、それから岡山県の倉敷市等が震度3という状況にありましたので、早速お電話をさせていただきました状況についてお伺いをさせていただきました。今申し上げました4市につきましては、揺れは結構大きかったものの、市民の皆様方に大きな災害は発生しておりませんので、しっかりと対応いたしてまいりますというお話を頂戴をいたしたところであります。

なお、今後も被災の状況等については、注意深く調査をいたしてまいりたいと思っております。

早速ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。塩竈市市税条例の一部を改正する条例外計4カ件であります。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長よりご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

ます。

私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鎌田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 議案第44号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

資料番号5の平成30年第2回塩竈市議会定例会議案の1ページ、また、資料番号8、第2回市議会定例会議案資料の1ページ、2ページが該当となりますけれども、主に資料番号8、議案資料の2ページ、こちらでご説明させていただきます。

まず、1の概要及び2の主な改正内容でございます。

記載のとおり、生産性向上特別措置法の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものですが、特措法の施行及び地方税法の改正に伴い、中小企業が国の同意を得て本市が策定する導入促進基本計画に基づいた先端設備等導入計画を作成し、認定を受けた場合、償却資産に関する固定資産税の特例措置を受けることができるようになりました。

下のフロー図についてご説明いたします。

まず、本市が国との協議の上、導入基本計画を策定し、同意を得ます。この計画に基づき、中小企業者が先端設備等導入計画を策定し、本市に申請、認定を受けた場合、該当する固定資産税の特例を受けることができます。

右の囲いの中に特例措置の内容を記載しております。年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む先端設備等導入計画の認定を受けた設備投資に対し、初年度から3年間の固定資産税がかからなくなる内容となっております。対象設備は、生産性向上の指標が旧モデル比で、年平均1%以上向上すると認められる機械、装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備となっております。

3の各種補助金との関係でございます。

市町村が条例で固定資産税の課税標準額をゼロとし、中小企業者が認定を受けた場合、中小企業庁で実施しますものづくり・サービス補助金、小規模事業者持続化補助金、サポーティングインダストリー補助金、IT補助金につきまして、優先採択を受けられる、また、補助率が引き上げられるといったメリットがあります。

なお、議決いただければ、条例は公布の日から施行となります。6月から7月にかけて導入促進基本計画の策定及び国への協議を行いまして、7月からは先端設備等導入計画の認

定を行ってまいりたいと考えております。

また、本資料の1ページに条例改正の新旧対照表が、資料番号5の1ページに改正条例案がそれぞれ記載されておりますので、ご参照ください。

議案第44号につきましては以上となります。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、財政課から議案第49号「塩竈市公共施設再配置計画審議会設置条例」につきましてご説明申し上げます。

大変恐れ入りますが、資料No.5の平成30年第2回塩竈市議会定例会議案の6ページ、7ページをお開きいただければと思います。

議案第49号「塩竈市公共施設再配置計画審議会設置条例」案であります。7ページの再下段、提案理由をごらんいただければと思います。

塩竈市公共施設再配置計画に関する重要事項を調査審議する附属機関として塩竈市公共施設再配置計画審議会を設置するため、新たな条例を制定しようとするものであります。

では、議案資料の内容で説明いたしますので、たびたび恐れ入りますが、資料No.8の第2回市議会定例会議案資料11ページをごらんいただければと思います。

塩竈市公共施設再配置計画審議会の設置についてであります。

1の概要ですが、現在、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、本市におきましては、平成28年度に施設管理に関する基本方針を定めた塩竈市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。そして、翌平成29年度には、公共施設の再配置を具体的に進めていくための基本計画であります塩竈市公共施設再配置計画（素案）を作成したところであります。これによりまして、今年度、平成30年度につきましては、市民の代表者や学識経験者などで構成します有識者審議会に本素案を諮るため、塩竈市公共施設再配置計画審議会を設置するものであります。

2の審議会の役割ですが、本市が抱える公共施設の現状・課題等を踏まえまして、専門的及び中立的見地から施設ごとの再編方針について調査・審議等を行う役割を担うものであります。

主な所掌事項としまして、

(1) 公共施設再配置計画に関すること

(2) その他、市長が公共施設再配置計画上、必要と認める事項に関することとしまして、

次のイメージ図の右側にございますとおり、審議会が市長から諮問を受け、審議をし、市長宛て答申をいただくものであります。

3の審議会の構成ですが、委員は12人以内といたしまして、市民の代表者、本市のまちづくりに関する学識、または経験を有する方、その他、市長が必要と認める方を構成委員としてお願いする予定であります。

最後に、4. 施行日ですが、議案をお認めいただきますれば、条例の公布の日を施行日とするものであります。

議案第49号の説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 市民安全課からは、議案第50号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」のコミュニティ助成についてご説明いたします。

お手数ですが、資料No.8、第2回市議会定例会議案資料24ページをお開きください。

1の事業概要についてですが、この事業は一般財団法人自治総合センターが例年実施しております宝くじの社会貢献広報を目的とする事業で、町内会等の地域住民自治組織によるコミュニティ活動等に必要な備品の整備及び集会施設の整備等に必要な経費を助成するものです。

2の平成30年度助成事業。

(1) 事業内容につきましては、採択となりました助成事業は、一般コミュニティ助成事業、助成内容としましては、町内会等のコミュニティ活動に必要な設備等に関する助成となっており、助成金額は1件当たり100万円から250万円の範囲での助成となっております。

(2) 助成決定団体等につきましては、平成29年10月に市内9団体の本申請を宮城県に行いましたが、平成30年3月の交付決定件数については1件でございました。助成決定団体につきましては、楓町町内会、整備内容につきましては町内会のテーブル、椅子などの備品の整備で、助成決定額は250万円でございました。

続きまして、3の事業費及び財源内訳についてですが、資料No.7、平成30年度塩竈市一般会計補正予算説明書7ページをお開きください。

初めに、歳出予算につきましては、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第19節負担金補助金及び交付金250万円、説明項目にもございますが、コミュニティ助成金となっております。

続きまして、歳入予算ですが、お手数ですが、同資料の3ページをお開きください。

歳入予算につきましては、下段にございます第20款諸収入第4項雑入第6目雑入第2節雑入250万円、説明欄にもございますが、コミュニティ助成金となっております。

お手数ですが、資料№.8、24ページにお戻りください。

4の今後のスケジュールにつきましては、補正予算をお認めいただいた後の7月に、採択された町内会が事業着手というスケジュールとなっております。

市民安全課からは以上です。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 引き続き、学校教育課が補正計上する浦戸小中学校に係る通学費の補助についてご説明申し上げます。

資料番号7の平成30年度塩竈市一般会計補正予算説明書及び資料番号8の第2回市議会定例会議案資料をご用意いたします。

まず、資料番号8の議案資料の30ページをお開き願います。

1の概要でございますが、本市では浦戸小中学校に通学する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、市営汽船の運賃の一部を補助する塩竈市立学校の通学区域特例に係る通学費補助金を交付しており、平成30年度における浦戸小中学校の児童生徒数が当初の見込みよりも増加したことから、その増額分について補正予算を計上するものとなっております。

2の補助内容でございますが、具体的には、市営汽船を利用して通学区域外から、浦戸小中学校に通学にする児童生徒の保護者を対象とし、市営汽船の6箇月通学定期乗船券運賃の3分の2を補助するものとなっております。

3の平成30年度における浦戸小中学校の児童生徒数、補助対象者数及び補助金交付額でございますが、当初見込みとして補助対象者数を40名、補助金交付額を221万8,000円としておりましたが、転入学者が確定した平成30年4月の補助対象者数が52名と12名の増があり、補助金交付額も合わせて262万5,000円と40万7,000円の増額が必要になったものでございます。

4の今後のスケジュールにつきましては、上半期6カ月分の補助金は5月に既に交付済みですので、今回の補正をお認めいただきましたならば、10月までに交付申請を受け、11月に書類審査を行い、補助金の交付を行ってまいります。

続いて、4の事業費及び財源内訳についてご説明申し上げます。

資料番号7の補正予算説明書17ページ、18ページを使ってご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費、右端の説明に



記載のとおり、塩竈市立学校の通学区域特例に係る通学費補助金として40万7,000円を補正計上させていただいております。また、財源となる歳入につきましては一般財源による対応としておりますが、その約8割程度を国からの特別交付税措置を受けております。

浦戸小中学校に係る通学費の補助につきましては以上でございます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 同じく教育総務課所管の事業につきましてご説明申し上げたいと思います。

資料番号7、平成30年度塩竈市一般会計補正予算説明書及び資料番号8、第2回市議会定例会議案資料をご用意いたします。

まず初めに、資料番号8、議案資料31ページをごらんください。

浦戸小中学校活動備品等の整備についてでございます。

事業概要でございますが、浦戸小中学校に対する寄附金を活用し、学校活動に必要な備品の購入・整備を行おうとするものでございます。具体的な内容でございますが、運動会等、集会活動に必要な音響設備の整理と学校図書館環境整備の一環としまして書架等の整備を行いたいと考えております。

事業費及び財源内訳ですが、ふるさとしおがま復興基金繰入金（一般寄附金）の120万円を活用しようとするものでございます。

今後のスケジュールですが、補正予算をお認めいただきました後に購入整備してまいりたいと考えてございます。

恐れ入ります。資料番号7、補正予算説明書の17ページ及び18ページをごらんください。

本事業に係ります歳出といたしまして、第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費第18節備品購入費といたしまして計上の160万円うちの60万円及び下段の同款第3項中学校費第2目教育振興費第18節備品購入費として減額計上の160万円のうちの60万円、合わせて120万円についてが当該内訳となっております。

次に、歳入でございますが、同資料の3ページ及び4ページ中段をごらんください。

第18款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金、小学校管理費160万円及び中学校部活動備品等整備事業160万円のうち、それぞれ60万円ずつ、合わせて120万円相当について活用しようとするものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、もう一度資料番号8にお戻り願います。32ページでございます。

小中学校活動備品等の整備についてです。

事業概要でございますが、学校教育に必要な備品購入に対する寄附金を活用し、市内小学校のスポーツ活動等に必要な備品及び中学校部活動備品の購入・整備を行うものでございます。

具体的な整備内容といたしましては、小学校では跳び箱など、また中学校ではフリューゲル・ホルンやグロッケン等の吹奏楽部活動にそれぞれ必要な楽器を整備しようとするものでございます。

事業費及び財源内訳でございますが、ふるさとしおがま復興基金繰入金（一般寄附金）200万円を活用しようとするものでございます。

今後のスケジュールにつきましても、補正予算をお認めいただきました後、購入整備を行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料番号7、平成30年度塩竈市一般会計補正予算説明書17ページ及び18ページをもう一度ごらんください。

本事業に係ります歳出といたしまして、第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費第18節備品購入費といたしまして計上の160万円のうちの100万円及び同第3項中学校費第2目教育振興費第18節備品購入費として計上の160万円のうちの100万円、合計200万円について当該内訳となっております。

続きまして、歳入でございますが、同じ資料の3ページ及び4ページ中段をごらんください。恐れ入ります。もう一度です。

第18款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金、小学校管理費160万円及び中学校部活動備品等整備事業160万円の計上のうち、それぞれ100万円、合わせて200万円相当を充当活用しようとするものでございます。

以上、ご審査を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、議案第50号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」につきまして、財政課所管分を説明申し上げます。

今見ていただきました資料No.7の補正予算説明書3ページ、4ページをごらんいただければと思います。

歳入の第18款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金につきましては、824万3,000円の増額補正でございます。これは6月補正予算に係ります所要一般財源を財政調整基金から繰り入れするものでありまして、今回の補正では浦戸小中学校におけます通学費補助金への充当のほか、他の委員会への付託案件ではありますが、小規模保育整備事業、生活保護システムの改修であります生活保護事務費、養育医療給付事業、浦戸諸島海岸清掃事業の所要一般財源として繰り入れするものでございます。

補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第51号「工事請負契約の締結について」をご説明申し上げます。

まずは資料No.5の平成30年第2回塩竈市議会定例会議案の8ページをごらんいただければと思います。最後のページになります。

議案第51号でございますけれども、1の工事名は、平成30年度浦戸地区漁業集落防災機能強化事業集落道整備その2工事であります。この工事は、桂島地区におけます集落道避難路等の整備工事であります。

2の工事概要につきましては、後ほど資料No.8を使いまして説明いたします。

3の契約の方法であります。一般競争入札で行いまして、去る4月25日に公告を行いましたところ、1者から参加申し込みがあり、5月18日に入札を執行した結果、東北重機工事株式会社が2億1,222万円で落札し、5月28日に仮契約を締結したものであります。入札回数は1回で、落札率は94.8%であります。

それでは、工事の概要について説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.8、第2回市議会定例会議案資料の33ページをお開きいただければと思います。

本議案の箇所図及び横断図でございます。図の左上の箱枠で囲われた工事概要をごらんください。

まず、桂島集落道・避難路としまして、1号集落道につきましては延長269メートル、道路整備工一式として盛土工、排水構造物工、舗装工、防護柵工であり、2号避難路につきましては延長が129メートル、舗装工、階段工、防護柵工、照明工を整備するものであります。また、桂島緑地整備としまして、面積が2,190平米、盛り土量が3,590立米の緑地広場を造成するものであります。

施工箇所ではありますが、それぞれ赤く着色されている箇所でありまして、1号集落道及び緑

地広場についてはページ中段より下、桂島海水浴場の背後地のところであります。その右側、ページ右下には1号集落道の標準横断図がございます。道路の幅員は4.0メートル、路面排水用の片側排水側溝と防護柵を設置しまして、盛り土によりのり面が生じる道路両側には、標高の高い集落道側からの流入水排水のための側溝を整備するものであります。図の右上には2号避難路、桂島漁港付近のカキ処理場から桂島ステイション方向に至る避難路整備でありまして、標準横断図のとおり、幅員が1.5メートル、片側に手すりがついた防護柵を整備するものであります。

次のページには工事契約台帳を掲載しておりますので、後ほど、ご参照いただければと思います。

工事請負契約の案件につきましては以上でございます。財政課からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 では、これより質疑を行います。

ご発言ありますか。曾我委員。

○曾我委員 おはようございます。よろしく願いします。

最初に質疑をしていきたいと思えます。

資料No.8、2ページの第44号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」について伺うわけですが、この資料では、今回の条例だけを決めてしまう、その後に計画を立てるということですが、条例があつて中身がどうなるかわからないのでいいのかという、ちょっと思いがあります。その辺はどうなんでしょうか。

○鎌田委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 商工港湾課で担当しておりますので、お答えいたします。

まず、計画につきましては、現在、条例の提案とあわせまして計画の作成を進めているところでございます。市でつくる基本計画につきましては国で指針が定められておりまして、もう既に法律は6月6日に施行されておりまして、それに基づいて例えば労働生産性が年率3%以上向上することとか、センター設備等の種類、あと対象地域については、本市については市内全域ということで、あと業種につきましても全業種、計画期間を3年ということで計画の作成を進めているところでございます。条例とあわせまして、先ほどちょっとご説明がありましたように、中小企業庁で実施する各種補助金について優遇措置がされるということで、事業者にはセンター設備の導入計画というものをぜひ作成いただければと考えておりま

す。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 だから、この条例はいいと。法律もできたんだし、市町村でやらなければならないんだろうと思います。中小企業の支援になればいいと私は思います。だけれども、小出しで条例だけ決めて、計画が後からだとか、それから今、中小企業庁のことを言われましたけれども、やっぱりそういうものを丁寧に載せてしっかりした条例にしていくということは、私は手続上、必要なかなと思っているので、その辺は全然わからないんです、この説明だけだと。そう思っているんですが、その辺のやり方というのはおかしくはないんですか。どう考えればいいんですか。

○鎌田委員長 高橋商工港湾課長。お願いします。（「済みません」の声あり）武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 失礼いたしました。

まず、この条例改正の部分なんですけれども、こちらはあくまでも市税条例の改正でございます、この条例を改正しないことには特例措置、つまり課税標準額がゼロとなる、こういった特例を受けられないということでございまして、ここをつくっておかないことにはその計画も何もまずないと。その計画につきましても国の指針があるというような形でして、議決事項ではございまして、あくまでもこの条例の改正案ということですので、そこはご理解いただきたいと思っております。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 なかなかちょっとわからないです。そうやって、しかもこれが塩竈市内の中小業者にどれだけのメリットになるかということもありますし、それから、この課税標準額をゼロとするという点では、そのゼロになった部分の市町村には、国がちゃんと減額になった部分を見るとか、そういったことになっているのかどうかも何もわからないで、国が決めた法律だと、はい、というのは私的にはちょっとわからないというのは今の説明だけでもわからないと思いますが、その辺の税制の関係ですから、どうなんですか。国では減った分をちゃんと見るというのがあるんですか。

○鎌田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 まず、国の地方税法の改正では2分の1以下に各条例で定めることができるとなっております。2分の1からゼロの範囲内で決める範囲は自由なんですけれども、結局ゼロにしないことには中小企業庁等の優遇が受けられませんので、基本的にはゼロ

でやっている自治体が多いのかと思っております。

その減収分がどうなるかというお話なんですけれども、そちらにつきましては普通交付税の算定の際に交付されることになっております。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 地方交付税もいろいろ言われているけれども、どういうものが入っているのかと言われたってなかなか計算しにくいとか、わからないとかとよく言われるんですけども、結局国は地方交付税の算定をするということで進めると。こういうことも今の交付税のあり方そのものがやっぱり大きく問題だなと思っているわけなんですけれども、ちょっと今すぐ、はい、これを採決で賛成しなさいと言われても、ちょっと不安になるんですが、市長はどうですか、その辺は。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段、担当から、国におきましては6月6日ということで国会で議決をいただいたようでありますので、当然そういったものを踏まえながら、我々条例改正とか、あるいは今申し上げました導入促進基本計画を策定をし、できる限り市内の中小企業者の方々がこれらの先端技術、先端的な機械装置、測量工具、検査工具を整備をしていただきまして、生産性を上げていただきたいという思いでございますので、その辺についてはぜひご理解をいただければと思います。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 私もできるだけ地元の中小企業が元気で生産性を上げていくことはやぶさかじゃないという点もあります。それから、そういった技術なんかも新しく考えていかなければならないことだとは思いますが、この条例で、しならば塩竈市内の中小企業にどれだけの波及効果があるのかということもやっぱりきちんとつかんだ上で報告をしていただくように求めておきます。

続きまして、第49号、これも資料No.8の11ページですが、塩竈市公共施設再配置計画審議会の設置だということでもあります。率直に言ってこの審議会というものを必ず設置しなければならないのかなとちょっと思っている点があります。ちょっともっと具体的に言いますと、子ども・子育て会議というものをつくりました。そこで一定のプランの計画をつくって、今現在、中間見直しをしています。そういうときに、子ども・子育て会議というのは10年なのか、そういう期間があるんだと思いますが、このたった1年、あるいは10カ月足らずの中で、

向こう30年間の施設をどうするかということを経験して、その答申を塩竈市がいただくと。そして、その計画に基づいて30年間、これで縛られることにならないのかと。結局審議会はまだ解散してしまうわけだし、いや、これは諮問いただいた計画ですと。あるところでは計画審議会をつくらないで、その都度議会と両方をにらみながら、住民のやっぱり福祉向上、公共サービスを進めていくということをやっていくという、これは多賀城市ですけども、全国的にこの審議会設置というのが義務づけられているものなのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

まず、審議会についてでございますけれども、特に義務づけられているというお話ではございません。ただ、再配置計画という計画の性質上、やはり幅広い意見等をお伺いしなければならぬという判断から、今回我々としては審議会を設置しまして、諮問、答申の関係でお願いしたいと考えるものでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 幅広い意見をいただくというのは、私はそれは必要だと思います。その時々でのやっぱり市民の意見をよく聞いて進めるということが大事だと思いますけれども、これは今回だけ、塩竈市のこの計画を見る限り、素案も計画もこれを見る限り、塩竈市の人口動態、税収、維持管理費、この全体を見て24%削減すると、こういう数字を出しているわけです、塩竈市が。それを審議会に提案して、塩竈市の財政がどうかとか、人口がどうかとかと一方的に塩竈市が説明したとして、本当にそれでその30年間の計画を縛れるのかと思うわけです。全部24%で行くから、いや、言うとおりの集会所は全部譲渡、学校ももう解体、一部解体とか、こういった計画を審議会で審議して、塩竈市さん、大変ご苦労さまですと。こういう財政事情で一部管理も大変ですねということに結局なっていくのではないかと。もちろんいろんな知見をいただくのはあると思うけれども、だから審議会をつくらないところもあるんです。そういう点では、私は子ども・子育て会議を見ても決定したものではないとか、決定していくんだとか言ってみたり、行政の隠れみのにしてしまう、そんな嫌いを非常に感じています。だからそういう点では、私はこれはいろんな人の知見をいただくことは私はそのとおりだと思うけれども、今回この議会で審議会設置を全て認めるというのではなくて、もう少し時間をかけてやってもいいのではないかと考えていると思いますが、意見があればお伺いした

いと思います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今曾我委員から、この公共施設等の再配置設置についてのいろいろご意見をいただきました。かようにまず全体として塩竈はこういう方向に進んでまいりますという全体像をお示しなかったら、個別個々の議論というのはしようがないだと思います。皆様方に、市民の方々にも、もちろん議会の皆様方にもそういった全体像をお示した後に、こういった部分はこうあるべきではないのかという議論、意見というのは引き続き重ねさせていただくわけではありますが、その大前提がまずなければ議論もなかなか深まらないのではないのかということで、今回再配置計画というものをまずこの審議会において素案をつくらせていただきたいということで、このお願いをさせていただくものでございます。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 国は何を求めているかという、計画を市町村がつくりなさいと。その計画をもとにそれを示せばいろんなことでも予算もつく、あるいは改修費もつくということになっているようです。審議会がなければそういったことの予算はつかないということではないと。塩竈市がこの計画をここにつくったわけです。これをちゃんと示せば、今後住民との関係で、これはこうしようか、これはこうしようかということで十分意見いただいて進めることができる。計画がないわけではないんですから。だから、審議会というのは別だろうと。十分知見がある方に意見をいただくというのもあるんだけど、そこで諮問されたことが塩竈市の行政の足かせになるということを非常に危惧するんです。その点だけです。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 曾我委員が考えていらっしゃるのと我々是一緒なんだと思いますが、まずは全体像をお示した上で個別個々の計画に入っていかなければならない。大前提としては、我々もできる限り定住人口をふやしたいということできまざまな取り組みをいたしております。例えば2040年問題というのが今改めて議論されておりますが、20%、30%という大きな減少が当然発生するであろうということは想定をされるわけであります。そういった地域社会を迎えるに当たって、しからは基礎自治体として、その対策としてどういうことを行っていくのかということをややはり市民の皆様方に明らかにさせていただく。議会の皆様方にもそういったものについてご意見を賜るということは当然のことではないのかなと思っておりますの



で、まずはそういった原案を策定させていただくために今回公共施設再配置計画の審議会を設置をさせていただきたいというお願いでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 原案についてはつくったんだと。（「原案ではないんですよね。まだできていない」の声あり）計画、これは管理計画ではないですか。（「違います、素案です」「再配置計画素案」の声あり）塩竈市としての計画というものはこれからまたつくるということですか。（「はい」の声あり）でも、審議会を必ず設置していなければその計画というのは無効とするものではないわけですね。ちゃんと計画を立てればいいわけでしょう。（「いろいろな方から幅広いご意見をいただきたいので」の声あり）

○鎌田委員長 会話形式になっているので、ちゃんと委員長を通して。曾我委員。

○曾我委員 その点では、審議会というのがちょっとそういう点では、計画を立てるのはわかったと。それは幅広く聞くために審議会を設置だと。審議会から諮問されたことを塩竈市が受けてそれをベースにすると。それはいろんな情勢によって変えることもあるんですか。ないんですか、その計画。

○鎌田委員長 内形副市長。

○内形副市長 全体的な計画をちょっとご説明申し上げたいと思います。

まず、塩竈市公共施設総合管理計画を策定させていただきました。それで、今後30年間における公共施設の総合管理計画はどうあるべきだということで求めさせていただきましたが、その中で、将来30年にわたって管理していくためには、24%ぐらいの財源対策をしていかなければいけないというようなことでございます。それをどうあるべきかということで公共施設の再配置計画を今後取りまとめていくということで、今素案までは当局の中でまとめてまいりましたが、再配置計画をまとめるに当たりましては、申し上げてきましたとおり、幅広い市民の方々、各階層部のご意見を賜りながら最終案に持っていきたいと。そして、今後その再配置計画に基づきまして個別計画を作成してまいろうと。そのときはまた改めまして議会、あるいは市民の方々のご意見を賜りながら個別計画を策定していくということでございます。今回提案させていただいておりますのは、再配置計画の素案をまとめましたので、最終的な計画に取り組むための審議会を設置してまいりたいということでのご提案であります。以上であります。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 審議会で計画を立てると。それと、これから個別計画を市民の方々といろいろやっ  
ていく中での乖離が生じた場合には、どういう対応をするのかということです。

○鎌田委員長 内形副市長。

○内形副市長 ちょっと具体的な件がわかりませんので、その乖離というのがよくわかりません  
けれども、我々最終的に責任を持って再配置計画を取りまとめていくと。その中で例えば審  
議会からご意見をいただきながら、それを例えばパブリックコメント、あるいは議会に報告  
しながら最終案をまとめますので、乖離が生じるということはちょっと具体的に今我々理解  
できませんけれども、最終的には当局の最終的な責任の中で提案をさせていただくとい  
うこととでございます。以上であります。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 だから心配なの。結局市民不在にならないかということが心配になる。だから、さ  
きに市長は議会にも十分説明と言うけれども、結局子ども・子育て会議だってそうです、み  
んな庁議で決定して、中間見直しはただ報告するだけ。会議の中で何か言っても当局の説明  
で進んでいく。保育所のお母さんとか子供たちは外です。そうなる危険性が非常にあると。  
例えば集会所にしても学校にしてもほかの全部、全ての公共施設ですからね。そういう点で  
は、やっぱり十分な市民との意見、審議会よりも私はそういった議会での十分な議論をする  
ことを保障すべきだと思いますので、逆に審議会というのは非常に足かせだなと非常に心配  
しているとだけ申し上げておきます。

○鎌田委員長 次、ございませんか。山本委員。

○山本委員 まず、私からは契約案件、議案第51号について質疑させていただきます。

昨今の建設土木事業公共工事の中で、いわゆる入札不調が深刻化していると、今後ますます  
道路面の最終舗装ということで原材料の高騰や品薄ということで大変困難を極めているよう  
ですけれども、今回桂島のこの集落防災機能強化事業の中で集落道が整備されるわけですが、  
予定価格に何度入札しても達しない場合、通常、不落随契ということがありますが、今後  
は、まだおくれております寒風沢等々の契約について、そういったのは不安、懸念、その懸  
念、懸念解消のためにどのように契約担当として考えているのか、お尋ねします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、まず浦戸という場所柄、非常になかなか入札に関しましては執行が震災以降難しいというのが現状としてございました。不調も非常に多い状況でございます。そういう中では、まず粘り強く入札を何回も仕様等を見直しながらやってきたという経緯はございますけれども、例えば分割した事業を1本にして、金額の大きな形にして入札をし直すとか、もしくは逆に分けてするとか、そういった感じでさまざまな工夫を凝らしながら何とか今進めている状況でございます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 大変にご苦労されるかと思っておりますけれども、これからますます離島ということで、そういう心配がされますので、工事はおくれていますので、進みますように期待しております。よろしくお祈りします。

次に、先ほど曾我委員が質疑されました議案第49号についてでございますけれども、私としては審議会にいろんな知見をお持ちの方々のご意見を承るというのは必要なことかなと思っております。まず、審議会に何を諮問して、どのような審議をしていただき、その答申が最終3月末に出るといようなスケジュールのようですけれども、今後の市政運営にどのような市政運営を計画策定にどのように反映されるのかについてお尋ねします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

有識者審議会に関しましては、お認めいただけますれば7月から早速立ち上げさせていただいて会議を設けさせていただきたいと考えております。現段階では、まず7月に第1回をやった後に、夏場に例えば1回、秋、冬から合計3回、全体で最低でも5回程度は実施したいと、検討ではございますが、現段階で考えております。

審議会はどういった審議内容なのかという話でございますが、同時平行で例えば庁内での策定委員会ですとか、もしくは市民団体の方々、利用団体の方々、あと市民の方々、そういった方々との意見交換等も当然同時平行でしておりますので、そういった中でいただきましたご意見等について、例えば審議会に諮りまして、それで方向性を例えば検討していただくとか、そういったところで、常に縦でのラインでの議論ではなくて横軸での議論をぜひしていきたいと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 この再配置計画については向こう30年間の長期にわたる行政指針を定めるものであ

るわけですが、そういう意味では30年後の市民の方々に我々が責任を持つと、また持たなければいけないという極めて重要な計画だという認識は、我々は持たなければいけない。各公共施設の設置とか、あるいは建設目的、これまでの行政評価、あるいは地域振興の実績、それから利用者団体への寄与度、貢献度、そしてその当該施設の耐用年数、老朽化等、廃止の是非、統合の可能性、複合化の方策、それから市民及び利用団体の説明責任等々をやっぴり広範にわたる専門的な知見が求められると思います。一方では平成30年度からの公会計、公の会計導入が総務省から指導されている地方自治体においては、これまでの行政コスト計算書のみならず複式簿記による施設の資産台帳整備、それから管理方針というものを策定した上での財政運営を求められております。その中で、委嘱される12名の方々について、具体的にどのような分野からどのような専門的な知見をお持ちの方を委嘱されるか、お伺いします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、審議会の委員の方々はどういった方々かというところでございますが、常任委員協議会でもご説明したかと思いますが、現段階でどなたを委嘱するかというのはまず決定はしておりません。ただ、例えば各産業界ですとか、教育関係、幅広くそういった業界の方々の団体から代表者、団体から推選をいただきました方々を基本としては委員として構成していきたいと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 通常、審議会というものは各団体からの推選に基づいて委員としてご委嘱申し上げるわけですが、まず今、前段お話ししましたように、向こう30年間にわたる一定の行政指針を定めるものだということと、それから、これまでの公共施設としてどのような貢献をしてきたかとか、それから今後当該施設を廃止するのか、あるいは統合するのか、複合化するのか、複合化する場合というのは何と何と何をもって複合化するのか。その統合で何と何を統合するのか。その結果どうだったのかということについて、また建物の老朽度、耐用年数、それから償却資産、減価償却等々を見れば、やっぱり会計専門、あるいは建築専門、さらにトータルを言えば行政についてかなり精通された方々を選ばなければ私はしゃんしゃんで終わるんじゃないかと思います。その点はどうか。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

先ほど言葉足らずだったかもしれませんが、その幅広い分野での委員の方々の中に、我々今考えているのは、例えば設計事務所関係の方々ですとか、あとは税に精通された方々ですとか、そういった方々もぜひ委員としてお招きしたいなと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 まさにその辺のところをやっぱり明らかにしていただければなと思いますし、それから議会として見れば、先ほども曾我委員からも質疑しておりましたけれども、前回の協議会でも説明、方向の中では議会と関係性は情報提供ということです。情報提供させていただくのは、それは大変ありがたいことですが、それでいいんですかという議論があるんです。ですから、策定段階からある程度議会に対しても、これは当然、今さら申すまでもなく、初日の総括質疑で伊勢議員でしたか、総括質疑しましたように、議会基本条例の中でいわゆる二元代表制という考え方が定められております。単なる議決機関ではないということからすれば、政策決定の中でもやっぱり議論を当局とすべきだというのは、私は議会のあるべき姿だと考えておりますので、その辺のところを情報提供の具体的な内容とそれから頻度、それから具体的な方針への影響度についてお尋ねします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、今委員おっしゃいました初日に議員から総括質疑をいただきました中で答弁させていただきましたのは、当然塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例を例に挙げさせていただきました。その中で、我々としましては、今回の計画については第2条の第3項の各行政分野における基本的な計画等ということで位置づけさせていただいておまして、それでしっかりと条例等に基づいて議会に説明をさせていただきたい、報告をさせていただきたいと考えるのが前提でございます。その中で、議会に対する説明のタイミング等については、基本的には当然短い中での議論になりますので、常任委員協議会ごとに進捗状況等については説明させていただきたいと思います。内容については、もちろんそれまでの間に直近で議論されてきた内容をきちんとご報告させていただく。そして議員からいただくご意見に関しましてはもちろんこれは真摯に受けとめまして、先ほどの条例にのっとりという部分もございしますが、ご意見等については積極的にこちらでも受け取って、そちらの計画にも可能な限り反映させていきたい。それももちろんあと審議会にもご報告させていただくと

いう形にしたいと思います。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 来年の3月末に当該計画が策定される予定とのことですが、結局議会は議会として議決案件として取り扱う根拠は何ものもない、ただ報告ということで、それに対して了とするのか否かということですが、先ほど私、前段申し上げましたように、やっぱりこれは30年後の市民へのメッセージであるわけです。そうした中で、いや、議会にはきちんと報告しましたということであるのか。確かに個別議案として出てくれば、それはその都度個々の議案として、議会として関与はできるわけですが、それまでの政策決定過程の中で、議会がただ情報提供されて、ああ、それは了としました、いやこれは違うんじゃないかと言ったところでそれを議会の意思とはならないわけです。ですから、そういった中で、曾我委員が言ったように、この審議会を置かないで、あくまでも庁内とそれから市民団体、市民グループ、パブリックコメントとか、そういった方式をとりながら逐一議会等と議論していくという方式をとっているところもあります。その辺については今後も議論ということにしたいと思います。

あともう一つは、公共施設再配置計画の素案を見ましたけれども、これまでにいろいろ計画が出ています。例えばアウトソーシング基本方針、それから第4次行財政改革推進計画というのが出ていますが、その点との絡み、それはトータルとしてこの公共施設再配置計画をどのように捉えているのか。この結果、行財政改革でいろいろ改革案件として上げていたやつがどう変わっているか。定数管理を含めて、あるいはアウトソーシング、その結果どういった形で方向転換していくのか。既存のこれまでの計画との整合性、つながりをどのように考えているか、お尋ねします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、前段申し上げたいのはこの再配置計画の素案、再配置計画の性質というのはまず公共施設等総合管理計画でまず全体として24%何とか縮減していきましようという大きな目標の中で、では市の全体の公共施設をどうやっていくかというトータルな高い位置からの観点からつくった計画でございます。何を言いたいかといいますと、個別ごとの施設というのは後ほど個別施設計画というところできちんと議論されなければいけないと思っています。その中のまず一つの大きなくくりでの捉え方としての今回の再配置計画というのが大きな目的と

ということになります。決して個別ごとの計画をないがしろにしているという意味で言っているつもりではございませんけれども、大きなところをまず捉えるというのがまず第一段階としての計画の目的がこちらの再配置計画ということになります。

ご質疑のございました他の計画との関係でございます。

これはもちろん、例えば本市の最上位計画であります長期総合計画を初めとして、先日まで報告させていただきました第4次塩竈市行財政改革推進計画ですとか、アウトソーシングの基本的な考え方ですとか、そういったものとの整合性というのは、きちんと整合性をとりながら進めていかなければならないと思っています。この再配置計画というのは、確かに策定したら30年間という期間ということでは策定を目標としておりますけれども、これはもちろんそのときそのときの社会的情勢とか、財政状況ですとか、あとは市民ニーズの変化等々でこれは柔軟に計画というのは変更していかなければならないと考えております。つまり今回策定したことによって、完全にこれが足かせとなって塩竈市としての今後30年間の施設のあり方を縛るというものでないというのは、ぜひご理解いただきたいと思っております。そのための個別施設計画の議論というのがこの次の段階であるというふうにつかんでいただければと思います。それで、長期総合計画が、例えば平成32年度までですけれども、平成33年度からの新しい長総が例えばできますと。そのときには当然長期総合計画の方向性にのっかってこちらの再配置計画、もしくは個別施設計画についても適宜見直しをしていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ただいまの財政課長の答弁は模範解答です。大変すばらしい回答だと思います。そのとおりであります。であるがゆえに確かに30年間の更新費用1,090億円、これから必要な財源だと858億円を差引いた232億円、24%は削減していかなければならないというのが今回の再配置計画のまず基本になっていると。ですから、先ほどの曾我委員の発言の中にもあったのは、この削減ありきだと。30年間、削減ありきだと。もう今後はいかなる公共施設、箱物をつくりませんよというものではないということをやっぱりきちんと確認しておかないと、これは完全に手かせ足かせになってしまうと。それにまた行政がそれを使って、いや、これは再配置計画でやらないことにしたんだからだめです、もう終わりです。これでは大変なことになると先ほど30年後の市民に対するメッセージというのはこの大きな問題だと。ですから、単純ないわゆる総量削減にこの再配置計画を使っては、これは行政を完全に否定す

ることになるということだけ申し上げておきたいと考えます。今後は、やっぱりこういったような個別計画をつくるに当たってもある種、十分なる、特に小学校は、小学校一部解体となっていますけれども、解体して、そして長寿命化債、事業債を使ってやるというのは基本として考えますけれども、この小学校というのはやっぱり一つのコミュニティの核、避難所にも指定されております核なわけですから、これを残したと。こういった形で評価していくのかということも大きな問題でありますので、単に教育委員会所管、教育財産というように考えるという発想ではなくて、やはり今言ったコミュニティというものからこのそれぞれの施設を検討しておく必要があると。個別計画の個別は個別ではないということ。個別はこれまで地域にどのような貢献をしてきたのか、どういう歴史があるのか、その辺を十分検証しながら考えていかなければならないと。大変な作業でありますので、この審議会の委員になられた方々は、大変私は重い責任を持ってこの審議に加わるのではないかなと思っています。以上です。

○鎌田委員長 ほかに、ご発言ございますか。小野委員。

○小野委員 私からも質疑させていただきます。

いろいろ議論ありました11ページの公共施設再配置計画ということで、審議会の設置ということで、この辺は私も大事なところだと思っております。ただ、先ほども答弁でありました審議会の開かれる回数の部分で、5回程度かなというお話がございましたけれども、こういったところ、向こう30年間の行政の指針というところから、大事なところだと考えておりますので、この5回程度でのこういった審議会の中で、果たしてきちっとしたお話というか、内容等がきちっと計画というか、話をされていけるのかということで、いろんな幅広い案件を議論するに当たって丁寧なる審議はできるのかということで、そういったところをちょっと心配したわけですが、この点はどう考えているのでしょうか。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

委員の今のご質疑、5回が多いか、少ないかというよりも、要はきちんとその審議としてこの1年間というか、来年の3月までにきちんと審議としてできるのかというご質疑かと思えます。

審議会に関しましては、当然あくまでこちらから諮問をいたしまして答申を受けるという関係ではございますけれども、先ほども説明しましたとおり、同時平行で各種市民団体ですと



か、幅広いご意見というのは当然ほかにもいただくものでございます。そういったものをきちんとまとめて、その審議会にお諮りしましてご意見を頂戴するという中身になっておりますので、全体のそのスケジュールの中で必要十分な回数として、まず5回というのは捉えておりますし、あとはスケジュールとして決して無理のないようにといたしますか、短いのは短いんですが、きちんと議論できるように我々当局側としても場をつくっていきたいと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

私も議員として各種審議会等に参加したところがありますけれども、やっぱり議案というか内容が多くて、本当にそれをこの1日でまとめなければならないというような、そんな何かまとまらなかったというか、そういう忙しい中での審議とか、そういった状態になると、やっぱり妥協というか、これはこれぐらいでいいんだろうとか、そういった審議の仕方になってしまうとちょっとだめだと思います。その辺をしっかりとやっぱり一つ一つ、忙しさの中で審議をするような、そういったことだけはちょっと避けていただいて、議会にもきちんとまとまった状態で報告というか、そういったお話ではなくて、その前にしっかりと内容的なものも報告というか教えていただいて、そういったものを議会の意見も取り入れながらという、そういったことを進めていただきたいと思います。この点もちょっとご答弁をいただいております。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、審議会の中で、審議会に要はご審議を諮る中で、大きくくりで議論になって大味な議論になってしまうんじゃないかという話でございます。

ここはもちろん我々も恐らく当局側としての先ほども言いました場のつくり方をいかに上手にするかというところにかかってくるかと思っておりますので、そこをきちんと進めてまいりたいと考えております。

あとは、議会の皆様に対するご報告に関しましても、でき上がり部分をぼんと出して、これでどうかとか、そういったことよりも、きちんとそのご意見等をいただくような場としての報告の仕方を工夫してまいりたいと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。その議会とのそういったところも心配されている議員の方もたくさんいると思いますので、その点、十分に当局でも理解をしていただきながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、資料No.8の31ページの浦戸小中学校活動備品等の整備ということで、この予算の部分ではこの屋外音響設備、書架とかほどのぐらいの購入、どうなるのか、その点だけ確認させてください。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 それでは、お答えいたします。

小学校、中学校のということで、それぞれ大体均等をもって配分しておるところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 この音響設備は、予算的には充填というか、そうなっているんですかということで、充填というか、金額的に。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 金額的には、ほぼほぼ同額という形でございます。むしろ書架は、実際は金額的には高い状態でございます。以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 そこは安いか高いじゃなくて、まあ、いいですけども、そういったところを聞きかかったのではなくて、まあ、いいです。またあとお話があればお伺いに行かせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

資料No.8の32ページの小中学校活動備品等の整備ということですが、これは大変うれしいことで喜んでおるところで、最近毎年のようにこういった整備が出てきていますので、いいところだなと思っています。それで、小学校の部分で、この跳び箱等ということで書いていますけれども、跳び箱のほかにはこういったところがあるのでしょうか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 跳び箱は等々となっているんですけども、例えばこれからも徐々に活動の性質によってもいろいろと調べていくところではありますが、例えば綱引きの綱ですとか、そういった子供用のカラーのきれいな、例えば色違いのものですとか、そういったものを整備していく予定でございます。以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

この子供たちに関係する学校の環境であつたり部活動の環境であつたり、こういったところをさらにいろんな子供たちの声を聞いていただきながら、こういったところをますます整備されることを願ひまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 一般会計の関係でお伺いしたいと思います。

資料No.8の24ページのコミュニティ助成、それから、今小野委員が言われました32ページの一般寄附金による小中学校活動の備品の整備についてお伺いします。

まず、コミュニティ助成については、一般財団法人自治総合センターのこれを活用して町内会で申請をして、採択されたりしなかったりということがあるんですが、このほかに塩竈市として町内会や自治団体に対しての助成制度というのはどうなっているのか、ちょっと教えてください。

○鎌田委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 その他の町内会への助成関係ということですが、主なものでは防犯灯のLED化ですとか、防犯灯の電気代助成というものがございます。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 そういうものしかない。そういう点では、町内会活動を支援するという点ではもう少しこの辺もこの自治総合センターでは生かしながらも独自の市の制度についてもよく町内会の要望なんかも聞いて検討するように求めておきたいと思ひます。

それから、学校の子供たちにこういった本当に温かい寄附が寄せられて、施設整備がなかなか追いつかないことにこういったことを活用させていただいているということを実に感謝申し上げたいんですが、この整備に当たっては、やっぱり学校などから寄せられている要望なんかも含めて精査して、今回の予算にしているということではないのでしょうか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 もちろん学校の要望もござひますし、それからあと寄附される方のご希望によるものもござひます。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 引き続き子供たちの学ぶ環境のために一層努力されることをお願いして、私からの質疑を終わります。ありがとうございます。

○鎌田委員長 ほか、ございませんか。（「なし」の声あり）

私からちょっと。委員長、一時交代して。

○山本副委員長 委員長交代いたしました。引き続き質疑を続行いたします。鎌田委員。

○鎌田委員 私から、議案第49号について、ちょっとお聞きしたいと思います。

各委員から意見がかなり出されました。こういったことを進めるに当たっては、当然のこの審議会かなと思うわけですが、この2番の策定体制イメージですか、ここをちょっと見ますと、先ほど財政課長から、都度議会にも報告して議員の意見を反映するというところで回答がありましたが、この図では一応情報提供ということで一方的な形になっているわけですが、ちょっとやっぱり議会からの意見を反映すべきではないかと私は思うわけですが、その辺についてはどう考えられているのか、意見をお聞きしたいと思います。

○山本副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

この図では、確かに矢印が一方通行で情報提供という形にしております。図をつくったときには、いわゆるこの計画に関しましては議決事項ではないということで、あくまで報告というのを念頭に置いた表現ということにさせていただいたところでございます。先ほど、私、回答させていただきましてとおおり、今の考えとしましては、基本はやはり当局我々側からの報告という形にはならざるを得ないと思いますけれども、その場でいただいたご意見等については積極的にこちらでも真摯に受けとめるという意味合いでの考えでおりますので、よろしくお聞きしたいと思います。以上です。

○山本副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それから、ある程度議会からのその意見を反映するということですが、それを私は、この図からいくと議会から有識者で構成する審議会にこの矢印が1本あってもいいのではないかと。いわゆる議会ではこう考えているとか、こういう意見が出ているとか、方向性としてはこの矢印が1本必要かなと、議会からの。そう思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○山本副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

今の話は議会から直接有識者審議会にという矢印ということではないんですか。（「間接的に」の声あり）間接的にということ。それはもちろんご意見等をお伺いしていただきましたら、要は庁内体制というところから、要は市長から審議会に当然この内容についてのご報告はさせていただくということは当然考えております。以上でございます。

○山本副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 間接的に情報が流れていくようになるのかなと思いますが、この審議会は5回程度ということで、ありきたりというのは表現が悪いですが、そういう形になのかなと私は思うわけです。そんな意味で、これは施設がかなり広範囲にわたると、多岐にわたると。それから時間的スパンとしてかなりの長さがあるというところもありますし、その審議会のみならず、私は、議会がある程度かかわり合いを持って進めないといけないのではないかと。議員についてもやっぱり一応市民から選ばれた市民の代表でもあるわけですから、そういった議会の意見をここに反映して、有識者のこの審議会も聞くのももちろん当然のことですが、含めて、いわゆるこの再配置計画ですか、これをつくっていくべきではないかと考えますが、その辺の考え方としてはどういった意見を持たれているのでしょうか。

○山本副委員長 内形副市長。

○内形副市長 策定体制イメージにつきまして、財政課長よりるるご説明申しました。今、委員長からお話いただきました件につきましては、やはり議会への情報提供だけにとどまらず、やはり議会からの意見を聞くという場を設ける必要があるんじゃないかという部分を我々は感じております。ただ、これはあくまでも審議会の審議経過を見ながら、単に所管の常任委員協議会で報告だけでいいのかという部分も我々、考えておりますので、場合によっては全議員さんにお話をご報告をさせていただく機会も必要かという場合もあろうかと思っておりますので、これについては審議会の審議経過を見ながら議会とも相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上であります。

○山本副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 先ほども言ったように、多岐にわたるし、長期の計画でもありますし、私はもうちょっと議会がかかわり合いを持ってやるべきだなと思っておりますので、この審議会自体については、私は反対ではないわけです。必要なことだし、これはいいだろうと思うわけですが、もうちょっと議会の意見を尊重して進むべきではないかと思っておりますので、私としては所管が総務教育常任委員会になるわけですが、総務教育常任委員会でやるにもこの人数

ではやはり議会を代表しているとは言いがたいし、全員で構成する特別委員会でも設置をして審議をしていって、この有識者の答申にあわせてその特別委員会としても答申していくと。それをもとに両方の意見を聞きながら、市ではその再配置計画を立てていくということが望ましいのではないかと考えております。この辺については、私は意見を言わせてもらって、終わりにしたいと思いますが、以上です。

○山本副委員長 内形副市長。

○内形副市長 今、鎌田委員長から特別委員会というお話をいただきました。今我々で考えているのは、塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例に基づきまして、我々は第2条の第3項の各行政分野に係る基本的な計画ということを位置づけておりますし、第4条に基づきまして各行政分野の基本的な計画等の策定をするということで、議会に報告するという位置づけで来ておるところでございます。したがって、我々は特別委員会ということではなくて、場合によっては市議会全員協議会に報告、あるいは報告をしながら各議員にご意見をお伺いするという、そういった機会が必要ではなかろうかと考えております。いずれにしても先ほど申し上げましたように、審議会の審議経過を見ながら議会と相談をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○山本副委員長 委員長を交代します。

○鎌田委員長 では、暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

---

午前11時30分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第44号、第50号及び第51号について採決をいたします。

議案第44号、第50号及び第51号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求

めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって、議案第44号、第50号及び第51号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号について採決いたします。

議案第49号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手多数であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

---

午前11時34分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第9号「【日本政府に〔核兵器禁止条約〕への速やかな署名と批准を求める意見書】の提出を求める請願」を議題といたします。

これより質疑を行います。

委員各位の発言をお願いいたします。曾我委員。

○曾我委員 ご苦労さまです。

前回、総務教育常任委員会で塩竈市の核兵器廃絶平和都市宣言の経過について当局から説明をして、改めて経過を勉強したわけであります。ぜひその経過からも、今北朝鮮やアメリカとの大統領の対話が始まるとか、やっぱり何としても北東アジアからの戦争を回避するという動きも出てきておりますし、世界全体は核兵器の惨禍が起こらないようにという願いを込めて、ぜひこの請願を政府への後押しにもなるように採択していくべきだと思っておりますので、そのことだけ述べておきたいと思えます。以上です。

○鎌田委員長 そのほか、ございませんか。小野委員。

○小野委員 核兵器禁止条約に関する今回の請願につきましては、これまで3回委員会を開きまして、本市の核兵器廃絶平和都市宣言等の勉強会も含めた部分でやってきたわけですが、その中で私の意見も多々述べさせていただいたところがございます。この請願の願意に関しましては賛同できるわけでありますので、そういったことで、意見書案のそういったと

ころで多様な意見等もあることは確かでありますので、そういったところでそういった意見書案の部分のところで調整を図っていきながら、この点は進められてはどうかということで私は思っておりますので、その点、ご理解していただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 今、両委員からお話がありましたように、既に塩竈市としては核兵器廃絶平和都市宣言をしているということ。その具体的な行動として議会においても本条約の署名と批准に向けた働きかけが必要。こういったような平和を求める思想にはもちろんそれは異論はございません。これは超党派でもってきちっと国民の声としてやっぱりこれはきちんとした形で批准すべきであるということを求める請願であることから、賛意をあらわしたいと思ひます。

○鎌田委員長 ほか、ございませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

---

午前11時38分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほか、ご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑をこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第9号は採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって、請願第9号は採択とすることに決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。

午前11時39分 閉会



塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 鎌 田 礼 二

総務教育常任委員会副委員長 山 本 進